

# 独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成22年度業務実績評価

## 1. 総合評価

評価結果		B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 17年度：A（3段階）、18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：B	
各事項の評定		各事項の評定から算定される総合評定	
サービスの質の向上		3点×32.9%+3点×8.0%+4点×9.1%+4点×20% +3点×20%+3点×10%=3.3点	B
①情報提供 (32.9%)	B (3点)	<b>総合評価のポイント</b> ○評価のウエイトは、経済産業省所管独立行政法人の業務実績評価の基本方針を踏まえ、「サービスの質の向上」50%、「業務運営の効率化」20%、「財務内容」20%、「その他」10%とした。「サービスの質の向上」については、工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の業務内容に応じて「情報提供」「流通」「人材育成」に細分化し、各事項において予算・人員によりウエイト付けをしている。「その他」については、情報・研修館は、産業財産権制度ユーザーの窓口であり、特許庁との密接な連携が不可欠であることから中期目標においても、ユーザーフレンドリーな事業展開、特許庁との連携等を「その他業務運営に関する重要事項」としているため10%とした。 <b>【評価】</b> ○知財立国の実現に不可欠な社会全般への情報提供と人材育成を適正に行っている。特に、業務環境の変化やユーザーニーズに細やかに対応し、都度業務の改善が継続的に図られている点は高く評価できる。 ○各種の日常業務の确实・迅速な実施を完璧に行っている点を高く評価する。また、社会の今後を見据えた対応策を積極的に準備・実施しており、この点についても役職員の真摯な取組を高く評価する。 ○中国における出願件数の爆発的な増加、中国企業による海外企業への訴訟の増加など中国における知的財産を巡る情勢は深刻さを増しており、日本が生き残るために、今後は、特許庁とともに海外（中国）へ目を向けた事業展開が必要になってくるのではないか。	
②流通 (8.0%)	B (3点)		
③人材育成 (9.1%)	A (4点)		
業務運営の効率化 (20%)	A (4点)		
財務内容 (20%)	B (3点)		
その他 (10%)	B (3点)		

（注）各事項のウエイトは法人ごとに算定。評定の点数は、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点であり、ウエイト付きの点数をXとすると、AA：4.5<X≤5、A：3.5<X≤4.5、B：2.5<X≤3.5、C：1.5<X≤2.5、D：1≤X≤1.5としている。

## 2-1. サービスの質の向上（情報提供）

<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b>  <b>17年度：A（3段階）、18年度：A、19年度：B、20年度：A、21年度：B</b></p>	
<p><b>評価のポイント</b></p>	<p>○情報・研修館に集積する知的財産に関する様々な情報、ノウハウを広く普及させる取組みが適切に行われていると評価できる。</p> <p>○基幹業務である特許電子図書館による情報提供サービスが高水準で活用されており、特許電子図書館の充実など創意工夫に満ちた積極的な活動はユーザーの利便性の面からも高く評価できる。</p> <p>○相談内容の情報共有化及びFAQへの反映等による相談業務の効率化は人件費削減にも寄与しうるものであり高く評価したい。</p>	
<p><b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b></p>	<p><b>平成22年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b></p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p>1. 工業所有権情報普及業務 出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ的確な審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。</p> <p><b>【22年度計画】</b> ・特許電子図書館（IPDL）の提供情報の拡充・機能向上を図り、安定的かつ継続的な情報の提供を行うとともに、年間検索回数を7,000万件以上確保する。</p>	<p><b>【評価】</b> ○ユーザーニーズを踏まえた特許電子図書館の利便性向上による機能の充実はめざましく、また、特許情報活用の普及活動など目標以上の成果であると評価できる。 ○他国工業所有権庁との「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」による情報提供は「特許審査ハイウェイ」において活用されており、その着実な実施は評価できる。 ○初心者向け講習会の実施等による特許電子図書館利用の促進事業が奏功し、検索回数に代表される特許電子図書館の利用度は依然として高い水準にあり、評価できる。</p> <p><b>【実績】</b> ○明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類等を文献番号や各種分類、キーワード等で検索できるほか、関連情報として出願・登録・審判に関する経過情報等も検索可能な特許電子図書館（IPDL）サービスを提供。 ・蓄積件数 約8,040万件（平成21年度末 約7,770万件）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・ベンチャー企業等を対象とした IPDL の説明会等を全国 5 箇所以上で開催する。</li>   <li>・ 年間 1,300 万件以上の工業所有権情報データを加工が容易な標準的なデータ形式に変換し外部提供を行う（整理標準化事業）。</li>   <li>・ 他国の工業所有権庁から工業所有権情報を収集するとともに、23 万件以上の和文抄録を作成し利用者に提供する。</li>   <li>・ 特許庁の平成 22 年公報発行計画により発行される日本の公開特許公報の英文抄録を 34 万件以上（公報発行件数が 34 万件に満たない場合には発行される全件について）作成し、他国の工業所有権庁に提供する。また、公報発行から英文抄録提供までの期間を前年度より 2 日間短縮する。</li>   <li>・ 特許庁と他国の特許庁との合意に基づき、公報の書誌データを年間 50 万件以上整理し他国特許庁に提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索回数 86,001,923 回（達成度 123%）</li> </ul> <p>○ IPDL に関するユーザーニーズへの対応として、IPDL トップページ及びセカンドページについて視覚障害者に配慮した配色への変更、音声読み上げソフトに対応するインデックスの付与等の機能改善を実施。</p> <p>○ 特許情報の利用促進を図るため初心者向け講習会を全国 7 箇所で 10 回開催。また、特許・情報フェア&amp;コンファレンス 2010（11 月、東京）等において、IPDL のデモンストレーションを実施するなど、特許情報の利用促進を図るための取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会等開催箇所 7 箇所（達成度 140%）</li> <li>・ 延べ参加人数 245 名（平成 21 年度 171 名）</li> </ul> <p>○ 特許庁が保有する審査経過等のデータを民間企業等が利用しやすいデータ形式に整理標準化してマージナルコストで外部ユーザーに提供し、企業等ユーザーの自社内 DB 構築等の工業所有権情報の効率的活用を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理標準化データの外部提供件数 14,129,047 件（達成度 109%）</li> </ul> <p>○ 特許審査の迅速化に資するため、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書等の和文抄録を作成し特許庁における審査資料として提供するとともに、IPDL を通じて一般のユーザーに対して提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和文抄録の作成件数 313,442 件（達成度 136%）</li> </ul> <p>○ 他国における我が国出願人の権利の的確な保護のため、日本公開特許公報を「特許協力条約」において国際調査機関が必ず調査しなければならない「最小限資料」とするための条件とされている公報英文抄録（PAJ）を作成し、海外の国際調査機関に送付するとともに、業務フローを見直し、提供までの期間を平成 21 年度と比較して 2 日間短縮。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開特許英文抄録の作成件数 288,447 件（公報発行件数全件。達成度 100%）</li> <li>・ 公報英文抄録の提供期間の短縮日数 2 日（達成度 100%）</li> </ul> <p>○ 日米欧三極特許庁協力の一環として、特許庁が発行する公開特許公報等の漢字書誌データ 550,255 件を作成し、欧州特許庁、米国特許商標庁に提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開特許公報等の書誌データ作成件数 550,255 件（達成度 110%）</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・和文抄録、英文抄録、F ターム解説書等の翻訳品質の維持・向上のための評価調査を実施する。</li> <li>・他国の工業所有権庁の要望も取り入れながら、審査結果情報を提供するシステムの整備・運用を行うとともに、語彙数を増加して基幹機能である翻訳機能の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特許庁に提供している翻訳情報の品質維持・向上のため、評価調査を実施（文章評価 484 件、専門用語評価 9,002 件）。いずれも良好な結果。</li> <li>○他国への審査協力を通じ我が国出願人の迅速かつ的確な権利取得に資するため、「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」による日本国特許庁の審査結果等に関する情報を諸外国・機関に提供するとともに、AIPN 環境で翻訳された書類について外国包袋参照システム（FODAS）向けに正しく変換されるための対応を行う等の機能改善を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AIPN 提供先 41 か国・機関（平成 21 年度 38 か国・機関）</li> <li>※他国特許庁は本システムを利用できることが PPH（特許審査ハイウェイ）利用の前提</li> </ul> </li> <li>○日本語の審査関連情報を英語で参照可能とするため、機械翻訳辞書に新たに約 5,000 語の辞書データを追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度末 約 76,000 語（平成 21 年度末 約 71,000 語）</li> </ul> </li> </ul>
<p>2. 工業所有権関係公報等閲覧業務</p> <p>公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を確実に提供する。</p> <p>【22 年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内外の工業所有権情報・文献を収集し、各閲覧室においてユーザーへの情報提供を確実にを行うとともに、我が国の公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧に供する。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者のニーズに応じた閲覧用端末の台数見直しや移設などが適切に行われている。また、審査官端末の利用促進のため講習会を開催するなど、業務を通じて得られた資産を積極的に一般に開放する努力がなされていると評価できる。</li> <li>○利用者のニーズを的確に把握して确实・迅速な情報提供を行うとともに、閲覧指導員のスキルアップ研修などにより、積極的に業務充実を図っている点は評価できる。</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内外の工業所有権関係公報を収集・整理し、第一公報閲覧室及び地方閲覧室 7 カ所において、「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日（那覇閲覧室においては、台風 7 号に伴う暴風警報発令による休館日（8/31（火））を除く。）、閲覧に供し、国内公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧に供した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧室利用者 20,594 人（平成 21 年度 26,715 人）</li> </ul> </li> <li>○地方閲覧室の閲覧指導員に特許審査官端末の操作方法等の研修を実施し閲覧指導の質の向上を図った。</li> <li>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で指摘された地方閲覧室について、インターネットの普及や閲覧室利用者状況を踏まえ、平</li> </ul>

<p>・ 閲覧業務を効率的に実施するため、利用者サービス及び利用状況等に関するアンケート調査を行うとともに、利用状況等に応じて閲覧用機器の設置台数の見直し、更新を行う。</p>	<p>成 22 年度末までに全て閉室（札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡、那覇）。</p> <p>○ 閲覧室利用者数の推移を踏まえ、閲覧用機器として設置されていた特許審査官端末 59 台のうち、19 台の削減を実施。なお、11 台については研修用機器として活用予定。</p> <p>○ 特許審査官端末の利用促進を図るため、操作方法等に関する講習会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許審査官端末講習会開催回数 12 回（平成 21 年度 9 回）</li> <li>・ 延べ参加人数 74 名（平成 21 年度 102 名）</li> </ul>
<p>3. 審査・審判関係図書等整備業務</p> <p>迅速かつ的確な審査の実現に不可欠な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させるとともに、ユーザーに対する閲覧等のサービスの向上を図る。</p> <p>【22 年度計画】</p> <p>・ 特許協力条約に定める国際調査対象の非特許文献を的確に収集するため、調達計画を作成するとともに、特許庁の審査官等を含めた担当者会議を年 2 回以上開催する。</p>	<p>【実績】</p> <p>○ 調達計画に基づき国際調査の対象となる非特許文献を購入するとともに、特許庁の審査・審判の質の向上に資するため、審査・審判資料の内外国文献を購入、提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内国図書： 479 冊（平成 21 年度 379 冊）</li> <li>・ 内国雑誌： 9,917 冊、399 タイトル（平成 21 年度 10,137 冊、405 タイトル）</li> <li>・ 外国図書： 40 冊（平成 21 年度 44 冊）</li> <li>・ 外国雑誌： 5,965 冊、401 タイトル（平成 21 年度 6,147 冊、441 タイトル）</li> <li>・ 国際調査対象の非特許文献： 3,174 冊、144 タイトル（平成 21 年度 2,919 冊、144 タイトル）</li> </ul> <p>○ 審査・審判資料の選定を適確に行うため、図書選定担当者会議を 4 回開催（達成度 200%）。</p> <p>○ 審査官等のニーズをより一層踏まえた効率的・効果的な審査・審判資料の選定・収集を実施するため、書店の協力を得て、新刊本の情報を「書店が提供している web サイト」で閲覧できるよう分類別に整理し、審査官等に提供するとともに、出版社より提供を受けた試読本を審査官等に提供するなどの方策を活用。</p> <p>○ 特許庁の審査・審判の最終処分（登録査定・拒絶査定等）が確定した出願書類、審判記録を特許庁から受入・保管し、特許庁審査官・審判官、閲覧人からの求めに応じた出納業務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入件数 15,781 件（平成 21 年度 22,209 件）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新のデザイン等の情報を得るため、国内外の意匠の公知資料（カタログ等）を収集する。</li> <li>・収集した技術文献の閲覧リストを月一回更新してホームページ掲載し、閲覧に供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納件数 6,010 件（平成 21 年度 11,347 件）</li> <li>・保管件数 約 2,906,000 件（平成 21 年度 約 3,188,000 件）</li> </ul> <p>○意匠審査の的確な処理に資するため、最新のデザイン等が掲載されたカタログ等の収集を実施し、審査官へ提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内国カタログ 12,007 件（平成 21 年度 11,915 件）</li> <li>・外国カタログ 3,000 件（平成 21 年度 2,997 件）</li> </ul> <p>○情報・研修館ホームページに掲載した閲覧可能図書等のリストを月 1 回更新し、閲覧サービスの充実を図った。</p> <p>○技術文献の検索ツールを充実させるため、情報・研修館ホームページに掲載している 216 社、397 サイトの「技術情報」リンクの確認を 6 回実施。</p> <p>○「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日、審査・審判に関する技術文献資料として購入した書籍・雑誌等の閲覧サービスを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧利用者数 192 名（平成 21 年度 195 名）</li> </ul>
<p>4. 工業所有権相談等業務</p> <p>技術革新や事業化の速度に適応した機動的な権利の取得や活用を促すため、中小・ベンチャー企業を始めとするユーザーに対する工業所有権に関する相談サービスの強化を図る。</p> <p>【22 年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来館者及び電話での相談については直ちに回答し、文書・メールでの相談には 1 開館日以内に回答する。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <p>○総計 5 万件近くもの相談を全て一開館日以内に回答するなど、迅速確実に対応するとともに、夜間の電話相談の充実などにより、利用者の便宜を図っている点がユーザーの利便性向上に貢献しているものとして評価できる。</p> <p>○ホームページ上での FAQ を充実させ、メールや電話で相談せずとも回答が得られる仕組みを構築している点も大いに評価できる。こうした相談内容の情報共有化及び FAQ への反映は有効であり、窓口・電話対応のための人件費削減にもつながる成果であり、評価できる。</p> <p>○産業財産権相談サイトの FAQ については、知識データベースとして充実するために、例えばナレッジコミュニティのような双方向的なサービスに発展させてみてはどうか。</p> <p>【実績】</p> <p>○「行政機関の休日に関する法律」で規定する日を除く全日で、窓口、電話、文書及び電子メールによる相談に対応。電話相談受付は 20 時まで実施し、文書及びメール相談については、全件一開館日以内に回答。（達成度 100%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 45,805 件（平成 21 年度 56,559 件）</li> </ul>

<p>・相談全件の応答状況を相談データベースに記録するとともに、相談データベースを活用した回答例集をホームページに掲載する。</p> <p>・相談データベースを活用して整備・精査した相談事例などのノウハウを他機関へ提供するなど、工業所有権相談に関する連携を深める。</p>	<p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓 口：8,466件（平成21年度 11,346件）</li> <li>・電 話：32,986件（平成21年度 39,957件）</li> <li>・文 書：1,434件（平成21年度 1,799件）</li> <li>・電子メール：2,919件（平成21年度 3,457件）</li> </ul> <p>※17時以降の窓口相談件数：305件（平成21年度 354件）  ※18時以降の電話相談件数：777件（平成21年度 779件）</p> <p>○各地で開催されたイベント等において出張相談を実施（延べ相談件数30件）。</p> <p>○相談に係る応答の充実・内部の情報共有効率化のため、相談データベースを活用し、平成21年4月に開設した産業財産権相談サイトのFAQ拡充を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAQ掲載件数 109件（平成21年度末 9件）</li> <li>・FAQアクセス件数 435,984件（平成21年度 115,513件）</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特 許：106,843件（平成21年度 41,879件）</li> <li>・実用新案：24,978件（平成21年度 10,426件）</li> <li>・意 匠：15,898件（平成21年度 6,761件）</li> <li>・商 標：98,533件（平成21年度 25,964件）</li> <li>・共 通：30,617件（平成21年度 16,938件）</li> <li>・制度施策：1,715件（平成21年度 829件）</li> <li>・そ の 他：157,400件（平成21年度 12,716件）</li> </ul> <p>○相談に関連する連携とノウハウ提供のため、イベント・研修等において意見交換を実施する等、他の関係機関との連携を図るとともに相談事業のPRを実施。</p> <p>○相談を通じて把握したユーザーニーズを特許庁に提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供件数 171件（平成21年度 8件）</li> </ul>
<p>5. 情報システム業務</p> <p>最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図る。</p>	<p>【評価】</p> <p>○初心者のニーズに対応する「願書等作成ツール」を提供するなど、継続的な利便性向上に努めている。また、電子出願の普及説明を地方でも積極的に行い、結果的に電子出願利用率が94%に達するなど大きな成果を上げている。（※参考：平成21年度 各行政機関のオンライン利用率は56.3%）</p>

<p>【22 年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子出願ソフトの管理・運用を行うとともに、利用者の利便性・操作性の向上を図る。</li>   <li>・インターネット出願の普及を図るため、中小・ベンチャー企業等に対する説明会等を 10 ヶ所以上で実施するとともに、出願件数の多い企業等を 10 社以上訪問する。</li>   <li>・特許庁における公報発行計画に基づき、適切な公報システムの整備・管理を行う。また、必要に応じて機能改善を行う。</li>   <li>・電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理を行うため、出願マスタデータの追記・修正データ等を作成し、出願マスタの整備を行う。</li>   <li>・特許出願書類から DNA 配列データ等のデータを 4,500 件以上加工・作成するほか、審査資料として有益な非特許文献の書誌データ及</li> </ul>	<p>○また、審査・審判に必要な資料等の電子データの整備も多方面にわたり高い達成度を示しており、評価できる。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ユーザーの利便性向上を図るため、電子認証登記所発行の新電子証明書に対応したインターネット出願ソフトをリリースし、電子出願ソフトウェアの改善を実施。</li> <li>○中小・ベンチャー企業等の初心者ユーザーでも簡単に願書等を作成できる書類作成支援ツール「願書等作成ツール」を作成し、提供。</li>   <li>○インターネット出願の普及を図るため、要望のあった企業を訪問し、インターネット出願導入についての説明を実施。なお、ユーザーから要望のあった、64bit 版 windows への対応について検討を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問企業数 14 社（達成率 140%）</li> </ul> </li> <li>○インターネット出願の普及を図るため、電子出願普及説明会を開催するとともに、法人、個人向け説明会を別途開催。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子出願普及説明会開催回数 23 回（達成率 230%）</li> <li>・参加人数 911 人</li> </ul> </li> <li>○他機関からのインターネット出願の講師派遣要請に対応し講師派遣（2 回）、その他イベント、研修等において講師派遣（10 回）を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師派遣回数 12 回（平成 21 年度 15 回）</li> </ul> </li>   <li>○迅速な公報発行に対応するため、自動編集エラー対応の拡充等、公報システムの整備・管理を実施。</li>   <li>○電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理を行うため、出願マスタデータの追記・修正データ等を作成し、出願マスタの整備を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ作成件数 7,562 件（平成 21 年度 15,832 件）</li> </ul> </li>   <li>○特許出願書類から DNA 配列データを加工・作成し蓄積するとともに、DNA 関係特許情報を年間 26 回購入し蓄積を行った。また、DNA 公共データの収集・蓄積を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DNA 配列データ等加工件数 5,310 件（達成率 118%）</li> </ul> </li> </ul>
---	---



びイメージデータの作成、検索キーデータ 35 万件以上の調達等を行い、先行技術文献データベース、特実検索システムに蓄積する。

・効率的な商標審査に必要なデータ作成のため、解析を行い検索キーを付与したデータを年間 11 万件以上作成するとともに、国際標章登録出願の類似群コード等の付与を年間 1 万 5 千件以上行う。また、商標登録できない原産地名等データの作成する。

・特許行政への理解、知的財産権制度への関心を啓発するため、特許行政に関する情報の電子的提供を確実に行うとともに、ユーザーの利便性に配慮し、幅広い利用者層に対応したコンテンツの作成更新を行う。

○迅速かつ的確な特許審査に資するため、先行技術文献調査の対象として有益な非特許文献について、検索に必要な分類等の情報に係るデータを作成し、データベースへの蓄積を行った。審査・審判処理の迅速化に資するため受領から一週間以内の処理を実施。

・イメージデータ作成件数 99,191 件 (759,303 頁)  
(平成 21 年度 106,046 件 (819,978 頁))

・書誌データ作成件数 21,967 件 (平成 21 年度 32,153 件)

○特許文献の検索を効率的に実施する上で、有用な資料及び検索キー等のデータを購入、蓄積を実施。

・蓄積件数 351,834 件 (達成率 101%)

○商標審査の効率化に必要な、出願商標の解析データ、国際標章登録出願の類似群コード付与等を行ったデータ、及び、商標登録を受けることができない名称・マーク等のデータ (サブデータ) を作成。

・商標解析データ件数 134,032 件 (達成率 122%)

・類似群コード等付与件数 16,791 件 (達成率 112%)

・サブデータ件数 3,167 件 (平成 21 年度 2,437 件)

○特許行政に関する情報の電子的提供を行うため、特許庁ホームページの管理運営を行った。

・新規・更新ファイル作成 10,957 件 (平成 21 年度 13,036 件)

・ユーザーアクセス件数 14,436,972 件 (平成 21 年度 15,177,065 件)

## 2-2. サービスの質の向上（流通）

<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b>  <b>17年度：A（3段階）、18年度：B、19年度：B、20年度：A、21年度：A</b></p>	
<p><b>評価のポイント</b></p>	<p>○中小ベンチャー企業、地方にも配慮した特許流通のための諸施策に積極的に取り組み、所要の成果を上げていると評価できる。</p> <p>○今後はこれまでの特許流通促進事業の経験を活かして知的財産流通のノウハウを情報として提供し、あるいは研修を実施するなど、情報・研修館らしい形態での事業の展開を望む。</p>	
<p><b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b></p>	<p><b>平成22年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b></p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p>開放特許が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通等が自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境を整備する。中期計画において達成目標をできる限り具体的かつ定量的に明示し、その達成度を踏まえつつ、特許流通アドバイザー派遣事業の事業規模の縮小や必要正の乏しい事業の廃止を含めた業務見直しを行う。</p> <p>1. 人材活用等による特許流通の促進  自立的な特許流通市場の早期育成を目的として、特許流通の促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー）を地方公共団体等に派遣し、特許流通や技術移転に係る相談、仲介及び普及</p>	<p><b>【評価】</b></p> <p>○今後を見据え、これまでの取組によって得た蓄積を地方（自治体）に積極的に普及させるため人材育成に力を入れている点は評価できる。</p> <p>○特許流通アドバイザーによる企業訪問等により、成約件数等において高い成果が認められる。今後は、今までの経験を活かして知財流通のノウハウを情報として提供し、ある</p>	

啓発を行う。

【22 年度計画】

・ 特許流通促進支援人材（特許流通アドバイザー）の企業訪問回数 16,000 回以上を確保する。

・ 地方自治体の技術移転に関わる人材の育成、特許流通のノウハウ継承の支援を行う。

・ 特許流通アドバイザーの育成指導が終了した地域技術移転人材を対象に、自立的に活動するための支援を行う。

いは研修を実施するなど、情報・研修館らしい形態での事業の展開を望む。

【実績】

○特許流通を促進するため、技術移転に関する専門人材（特許流通アドバイザー）を派遣要請のあった地方自治体及び TL0 等に派遣し、企業訪問を実施。

- ・ 派遣人数 83 名（平成 21 年度 92 名）
- ・ 企業訪問回数 20,166 件（達成率 126%）
- ・ 成約件数 1,272 件（平成 21 年度 1,303 件）
- ・ 累計成約件数 14,699 件（平成 21 年度末 13,427 件）

○地域において特許流通促進活動が自立的に行われる環境を整備するため、特許流通アドバイザーを派遣している地方自治体が確保する技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー）に対して、特許流通アドバイザーの指導等により、新任アシスタントアドバイザーに対する各人のスキルレベルに応じた研修、全アシスタントアドバイザーに対する特許契約に関するケーススタディや人的ネットワークを強化するための研修を実施するとともに、これまでの活動に係るフォローアップのための研修を実施するなど特許流通に関するノウハウの継承、人材育成支援を実施。

- ・ 人数 54 名（平成 21 年度 55 名）
- ・ 成約件数 36 件

○特許流通アドバイザーによる育成指導を完了した人材（自治体特許流通コーディネーター）に対し、自立的に活動できるための支援として、自治体特許流通コーディネーター新任研修、特許流通アドバイザー全国会議及び地域会議、スキルアップ研修等への参加機会を提供。

- ・ 支援人数 55 名（平成 21 年度 53 名）
- ・ 成約件数 103 件

○神奈川県が実施する特許流通支援事業において、情報・研修館が育成した特許流通アシスタントアドバイザーを中心に支援体制を構築されるなど、自立的に特許流通促進活動が行われる環境が整備されつつある。

## 2. 開放特許情報等の提供・活用の促進

開放特許に関する情報量の増大を図り、それらをより簡便に提供するサービスや開放特許を活用するために必要な情報を提供する。また、中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検索方法や活用方法の普及を図る。

### 【22年度計画】

- ・ 企業、大学等が保有する特許の特許流通データベースへの登録を促すための普及啓発活動を10回以上行う。
- ・ 特許情報検索専門家の企業訪問回数5,000回以上を確保する。

### 【評価】

○特に中小ベンチャー企業の特許情報活用を後押しするため、特許情報活用支援アドバイザーの企業訪問や企業サポートを積極的に実施している点は評価できる。

### 【実績】

- 企業等が保有する開放特許の活用を促進するため、企業等が保有する特許権等の情報の特許流通データベースへの登録を促す普及啓発・登録促進活動（20回）を実施。
  - ・ 普及啓発活動回数 20回（達成率200%）
  - ・ 新規登録件数 5,462件（平成21年度 7,228件）
  - ・ 平成22年度末累計 43,593件（平成21年度末 46,736件）
  - ・ 特許流通DB「ライセンス情報」検索回数 91,677回（平成21年度 100,179回）
  - ・ リサーチツール特許DB検索回数 2,955回（平成21年度 7,148回）
  - ・ リサーチツール特許DB新規登録件数 9件（平成21年度 34件）
- 開放特許活用促進の普及啓発のための開放特許活用例集（50事例）を発行。
  - ・ 発行回数 2回（平成21年度 2回）
- 地域における中小・ベンチャー企業等の特許情報の活用促進を図るため、特許情報検索の専門家（特許情報活用支援アドバイザー）を派遣要請のあった地方自治体に派遣し、企業訪問を実施。
  - ・ 派遣人数 52名（平成21年度 53名）
  - ・ 企業訪問回数 10,849回（達成率217%）
  - ・ 企業サポート活動 575件（平成21年度 454件）

## 3. 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備

自立的な特許流通市場に必要な知的財産権取

### 【評価】

○特許ビジネス市を継続的に活性化させる活動を行うとともに、地方に対する開催ノウハウ等の移転や協力を実施している点は評価できる。

引ビジネスを振興するため、事業の認知度の拡大及び当該事業者のユーザーへの紹介を行うなどの環境を整備する。

【22年度計画】

- ・ 知的財産権取引業者のデータベース登録を促すため、普及啓発活動を10回以上行う。
- ・ 知的財産権取引業者の事業円滑化の支援のため特許ビジネス市を3回以上実施するとともに、地方自治体の実施する同様のイベントに支援・協力を行う。なお、農林水産分野の技術移転による事業化意識の向上・活発化を促すためビジネス市を含めて実施する。
- ・ 国内外の技術移転実務者の情報交換の場として国際特許流通セミナーを開催する。
- ・ 特許流通市場に参加する人材を増加させるための普及啓発として特許流通講座を開催する。

【実績】

- 知的財産権取引ビジネスの振興のため、イベント会場等において普及啓発活動を行うとともに、手続を簡素化し知的財産権取引業者データベースへの登録を促進。
  - ・ 普及啓発活動 26回（達成率260%）
  - ・ 知的財産権取引業者DB登録件数 180社（平成21年度：103社）
- 知的財産権取引業者の事業の円滑化を図るため、知的財産権取引業者や金融機関等が各種アライアンスの申し出を募る特許ビジネス市を開催。
  - ・ 開催回数 4回（達成率133%）
  - ・ 参加者数 380名（平成21年度 349名）
  - ・ 発表件数 32件（累計183件）（平成21年度 32件）
  - ・ 実施権許諾契約件数 1件（累計128件）（平成21年度 10件）
- 地方自治体が主催する地域版特許ビジネス市に対し、開催ノウハウの提供、技術シーズの募集・選定、ビジネスプランの作成支援などの開催協力を実施。
  - ・ 平成22年度 9回（平成21年度 5回）。
- 特許流通・技術移転の専門家養成、専門家ネットワークの形成などを目的として、国際特許流通セミナーを開催。多くの国内・海外の技術移転実務者、知的財産権取引事業者が一堂に会し、技術移転の国際的な動向、先進的な取組事例の紹介を通じて技術移転の国内への浸透を図った。
  - ・ 参加者 2,836名（平成21年度 2,513名）
- 特許流通市場に参加する人材の増加、特許流通・知的財産活用による地域の活性化を図るため、特許流通講座を全国8箇所で開催。
  - ・ 開催回数 10回（平成21年度 10回）
  - ・ 参加者 654名（平成21年度 622名）

#### 4. 特許流通に関する調査

特許流通の円滑な拡大・定着のための環境を整備するため、内外の特許流通事業の現状及び特許流通市場の育成状況を調査・分析する。

##### 【22年度計画】

- ・特許流通促進のため、欧米先進地域を含む海外における調査並びに日本の特許流通の実状に関する調査等を3テーマ程度実施する。

##### 【実績】

- 特許流通促進事業の総括及び新たな事業の展開に資することを目的として、以下の3テーマについて調査研究を実施。
  - ・「特許流通促進事業成果の総括に関する調査研究」
  - ・「企業等の海外展開における知財活用の現状と課題に関する調査研究」
  - ・「知財情報の有効活用のための効果的な分析方法に関する調査研究」

## 2-3. サービスの質の向上（人材育成）

<p><b>評価結果</b></p>	<p><b>A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）</b>  <b>17年度：A（3段階）、18年度：A、19年度：B、20年度：B、21年度：A</b></p>	
<p><b>評価のポイント</b></p>	<p>○特許庁内外の人材を活用できる情報・研修館ならではの研修業務について多面的かつ密度高く実施されており、内容・回数・受講者の満足度など全般的に高い水準で成果を上げている点は高く評価できる。</p> <p>○民間企業等に対する人材育成は民間事業としては成立しない領域であり独立行政法人が取り組むに対する事業である。</p>	
<p><b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b></p>	<p><b>平成22年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b></p>	
<p>法人の実績について、中期目標、中期計画の達成に向けて策定された年度計画を、質・量の両面において概ね達成していること。</p> <p>1. 特許庁職員に対する研修 法律・国際関係等に関する高い専門知識の重要性の増大、先端技術の急速な進展等特許行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。</p> <p><b>【22年度計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許庁研修基本方針及び22年度研修計画に基づき、研修を効果的かつ効率的に実施する。</li> <li>・実務演習を取り入れるなど特許庁職員の実践的な能力を強化する。</li> <li>・人材交流の機会として当事者系審判研修及び先端技術研修の弁理士参加を推進する。</li> </ul>	<p><b>【評価】</b></p> <p>○延べ6,000人を超える特許庁職員に研修を行うなど、大きな役割を果たしている。また、弁理士などの知財関係者と合同で研修を行うなど、多面的な人材育成の場を積極的に形成している点は評価できる。</p> <p>○全般にわたり高い水準の成果を達成しており、受講者の満足度も極めて高い。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>○特許庁の平成22年度研修計画に基づき、特許庁職員に対し研修を実施。審査・審判系研修等については、審査迅速化の取組に配慮し効果的かつ効率的な研修実施に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ受講者数 6,017名（平成21年度 5,919名）</li> </ul> <p>○事例研究、演習、討論を取り入れた研修を行い審査実務能力の強化を図った。</p> <p>○知的財産関係者、特許庁職員相互の研修効果を高めるため、当事者系審判研修に18名の弁理士が参加、先端技術研修に52名の弁理士が参加し、人材交流を図った。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師の充実、研修内容の質的向上を図る。</li> <li>・ 通学型の語学研修に第二外国語を加え、より効果的に実施する。</li> <li>・ 研修への要望を的確に反映し研修内容の改善を図る。</li> <li>・ eラーニング学習教材を積極的に活用する。</li> <li>・ 研修生に対するアンケートで、平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講者の意見等を踏まえ、講師及び研修内容の見直しを行い質の向上を図った。</li> <li>○ 語学研修の充実を図るため、通学型語学研修に第二外国語（独語・仏語・中国語等）を加えて実施。</li> <li>○ 研修生・講師のアンケート結果、特許庁の関係部署からの意見等を踏まえ、研修科目、時間、テキスト等の改善を行った。</li> <li>○ 「審査官補コース研修」及び「審査官コース前期研修」において、eラーニング学習教材を活用し効率的に研修を実施。</li> <li>○ 研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価』を上回る評価を獲得。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査系職員研修 99.0%</li> <li>・ 審判系職員研修 99.5%</li> <li>・ 事務系職員研修 99.1%</li> <li>・ 管理者研修 96.5%</li> <li>・ メンタルヘルス、セクシュアルハラスメント、ライフプラン等に関する研修 97.5%</li> <li>・ 国際化への対応能力向上のための研修 95.4%</li> <li>・ 情報化への対応能力向上のための研修 99.5%</li> <li>・ 法的専門能力向上のための研修 100%</li> <li>・ 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修 98.2%</li> </ul> </li> </ul>
<p>2. 調査業務実施者の育成研修 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づいて、登録調査機関の調査業務実施者を育成するための研修を着実に実施する。</p> <p>【22 年度計画】 ・ 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法</p>	<p>【実績】 ○ 特許庁が定める方針に基づき、年 3 回の調査業務実施者育成研修を実施。さらに登録調</p>



<p>律」第 37 条に規定する調査業務実施者に必要な研修を年 3 回実施するとともに、登録調査機関、設立予定機関の動向を把握し、必要に応じて 10 月開講の研修を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許審査迅速化に資するため、調査実施者が実践的な能力を身につけられるよう、カリキュラムの見直しを検討する。</li> <li>・ 研修生に対するアンケートで、平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。</li> </ul>	<p>査機関及びその設立予定機関の動向を踏まえ、10 月開講の研修を実施。本研修を修了した調査業務実施者が、特許庁の審査処理促進のための先行技術文献調査を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延べ受講者数 392 名（平成 21 年度 477 名）</li> </ul> <p>○調査業務実施者育成研修における面接評価の評価項目の再検討、区分追加者への質問例の見直しに向けて、特許庁と協議を実施。平成 23 年度第 2 回研修（7 月）より反映予定。</p> <p>○研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価』を上回る評価を獲得。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回 99%</li> <li>・ 第 2 回～第 4 回 100%</li> </ul>
<p>3. 民間企業等の人材に対する研修</p> <p>企業等において工業所有権に関する業務に従事する者の先行技術調査能力や実務的な知見を高めるための研修や中小・ベンチャー企業等における知的財産マインドの向上を支援するための研修を効果的に実施する。</p> <p>【22 年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・ベンチャー企業等を対象とした「特許侵害警告模擬研修」を 5 回実施し、うち 4 回は地方で開催する。</li> <li>・ 中小・ベンチャー企業における権利活用に向けた研修「知的財産権活用検討研修」を実施する。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <p>○韓国や中国の関係機関との間で人材育成に関する協力関係を構築するなど、民間のアジアビジネスを知財面から支援する取組を積極的に実施している。</p> <p>【実績】</p> <p>○中小・ベンチャー企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するため、「特許侵害警告模擬研修」を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 5 回（達成率 100%）</li> <li>・ うち、地方開催回数 4 回（達成率 100%）</li> <li>・ 延べ受講者数 113 名（平成 21 年度 100 名）</li> </ul> <p>○中小・ベンチャー企業等の知的財産権を経営に役立てるための判断能力を醸成するため、知的財産活用検討研修を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 2 回（達成率 200%）</li> <li>・ 延べ受講者数 51 名（平成 21 年度 15 名）</li> </ul>

・弁理士、弁護士及び企業知財部員等を対象に特許審査基準等に関する討論形式の研修を3回、意匠審査基準等に関する討論形式の研修を1回実施する。

・拒絶理由通知への応答に関する研修を1回実施する。

・知的財産教育協会と連携し、知的財産管理技能士を対象とした研修を2回実施する。

・効率的な技術開発、重複研究の排除等に資するための特許情報検索に関する実践研修を6回、意匠検索に関する実践研修を1回開催し、特許情報検索に関する実践研修の上級レベルでは技術分野別に実施する。

○弁理士や企業の知財部員等の知財関係者向けに、知的財産専門人材の一層の実務能力向上を目的に、特許庁における特許の審査基準に関して審査官が有する知識を積極的に提供し理解を深めるための「審査基準討論研修」を開催。

- ・開催回数（特許） 3回（達成度100%）
- ・延べ受講者数 65名（平成21年度 69名）
- ・開催回数（意匠） 1回（達成度100%）
- ・受講者数 14名（平成21年度 16名）

○意匠登録出願に対する拒絶理由通知書の内容を正しく理解し、応答準備や的確な対応を行う実践能力を習得することを目的に、「意匠拒絶理由通知応答研修」を開催。

- ・開催回数 1回（達成度100%）
- ・受講者数 22名（平成21年度 29名）

○知的財産管理技能士の知見、能力の維持・向上のため、特許庁に蓄積されている専門的知見やノウハウを提供する知的財産管理技能士フォローアップ研修を知的財産教育協会と連携して開催。

- ・開催回数 1回（達成度50%）  
※2回目を平成23年3月16日に開催予定であったが、東日本大震災の影響を受け中止
- ・受講者数 14名

○機械・化学・情報通信分野の特許情報について、効率的な技術開発、重複研究の排除や真に必要な出願・審査請求を選択するのに資する特許情報検索に関する研修を実施。

- ・開催回数 6回（達成率100%）
- ・延べ受講者数 243名（平成21年度 219名）

○製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材の育成を目的に、検索エキスパート研修（意匠）を開催。

- ・開催回数 1回（達成率100%）
- ・受講者数 21名（平成21年度 23名）

○特許調査についての詳細な知識と実践能力の育成を目的に大阪工業大学と連携し、特許調査実践研修を開催（受講者39名）。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府関係機関、独立行政法人及び地方自治体職員等を対象に知的財産に関する研修を5回実施する。</li>   <li>・ (独) 教員研修センターと連携し、教職員を対象とした研修を1回実施する。</li>   <li>・ 討論形式を取り入れるなど研修生の相互研鑽が行われるようにする。</li>   <li>・ 講師の充実、研修内容の質的向上を図る。</li>   <li>・ 研修への要望を的確に反映し研修内容の改善を図る。</li>   <li>・ 研修生に対するアンケートで、平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得る。</li>   <li>・ 特許情報検索に携わる者のインセンティブ向上の機会として、検索実務能力を客観的に評価し顕彰を行う競技大会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知的財産に関する基礎的知識を習得し、各機関の知財行政の企画及び円滑な運用を図ることを目的として、行政機関職員等を対象とする知的財産に関する研修（初級レベル）を開催。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 4回（達成率100%）</li> <li>・ 延べ受講者数 130名（平成21年度 128名）</li> </ul> </li> <li>○ 各機関における知財政策がより一層浸透することを目的として、行政機関職員等を対象とする知的財産に関する研修（中級レベル）を開催。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 1回（達成率100%）</li> <li>・ 受講者数 30名（平成21年度 21名）</li> </ul> </li> <li>○ 工業高校の教員等を対象に、産業・情報技術等指導者養成研修を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 1回（達成率100%）</li> <li>・ 受講者数 12名（平成21年度 16名）</li> </ul> </li> <li>○ これらの各研修において、研修生の相互研鑽を図れるよう、討論形式の講義科目を一部に導入して研修を実施。</li> <li>○ 講師候補者の経歴などを考慮し、研修内容に対応する適切な講師選定を行い、研修内容の質的向上を図った。</li> <li>○ 研修受講生からのアンケート結果に基づき、知的財産権活用検討研修について実施時期・研修時間等を見直し。また、知的財産権研修について、最新トピックスをカリキュラムに組み入れるなど研修カリキュラムを見直し。</li> <li>○ 研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価』を上回る98.9%を獲得。</li> <li>○ 特許情報検索に携わる者の実務能力評価とインセンティブ向上のため、8月に「特許検索競技大会2010」を、関西特許情報センター振興会と共催で東京、大阪の2会場で開催（参加者169名）し、11月の「特許・情報フェア&amp;カンファレンス」にて表彰式を開催。また1月に、特許情報検索に携わる者の能力向上に資するため解答の解説等を行う「特</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産人材育成推進協議会に参画し、民間の主要な知的財産人材育成機関及び関係省庁との情報交換及び相互協力を推進する。</li>   <li>・ 中国等、アジアの知財人材育成機関間の会合の開催等、情報交換及び相互協力を推進する。</li>   <li>・ WIPO（世界知的所有権機関）GNIPA（Global Network IP Academy）の会合に参加し、グローバルな観点から人材育成機関との情報交換を深める。</li> </ul>	<p>許検索競技大会 2009 フィードバックセミナー」を東京・大阪にて開催（参加者 246 名）。        ・ 参加者合計 415 名（平成 21 年度 329 名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の産業の国際競争力向上に向けた国際標準を含む知的財産マネジメントの在り方、次世代の知財マネジメント人材と標準マネジメント人材の育成について問題提起・啓発を行うことを目的に知的財産人材育成推進協議会のオープンセミナーを開催。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催回数 3 回（平成 21 年度 3 回）</li> <li>・ 延べ参加者数 520 名（平成 21 年度 267 名）</li> </ul> </li> <li>○ 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、知的人材育成に関する協力推進、民間の知財人材育成機関等との情報交換等を目的とする作業部会を開催。また、知的財産人材育成推進協議会を開催し、政府の「知的財産推進計画 2011」策定に向けて知的財産人材育成に関する提言を取りまとめ。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業部会開催回数 6 回（平成 21 年度 8 回）</li> <li>・ 協議会開催回数 2 回（平成 21 年度 1 回）</li> </ul> </li> <li>○ 第 4 回日中知財人材育成機関間連携会合を開催し、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）と次期協力覚書に署名。</li> <li>○ 第 2 回日韓知財人材育成機関間連携会合を開催し、韓国国際知識財産研修院（IIPTI）と協力覚書を締結。</li> <li>○ 第 1 回日中韓知的財産人材育成機関長会合において、研修及び知的財産教育支援に関する情報交換、CIPTC 及び IIPTI との協力事項について議論を実施する等、海外における人材育成機関との連携を密にし、情報交換及び相互協力を推進。</li> <li>○ 第 4 回知的財産研修所長シンポジウムに参加し、情報・研修館における知財人材育成の現状や取組を紹介するとともに、ソウルアクションプランを採択。</li> </ul>
---	--

#### 4. 情報通信技術を活用した学習機会の提供

特許庁職員を含む知的財産に関連する人材に対して行っている情報通信技術を活用した自己研鑽の機会の提供を充実させる。

##### 【22年度計画】

- ・ 開発済みの e ラーニング教材を特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、外部提供可能な教材を外部の知的財産関係者に提供する。
- ・ 学習教材を更新分含め 4 コンテンツ程度開発する。
- ・ 日米欧の三極特許庁向けに開発済みの 11 コンテンツを特許庁、情報・研修館、欧州特許庁、米国特許商標庁職員に提供するとともに、三極特許庁間の協議結果に応じて教材開発の協力を行う。
- ・ 公開可能な教材を、ホームページで広く公開する。
- ・ 「特許研究」誌を編集・発行し、関係機関等に配布するとともに、日本語版に加え英語でホームページに掲載する。

##### 【評価】

- e ラーニングの教材等についても格段の充実が図られている点は評価できる。
- e ラーニングは在宅学習の有効な手段として今後も活用されるべきものであり、そのコンテンツの継続的な開発に期待する一方で、集合座学形式の研修に比較した場合の効果や満足度についての評価を今後の検討課題として挙げておきたい。

##### 【実績】

- 開発済みの 45 コンテンツを特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、外部提供が可能な 34 コンテンツを外部の知的財産関連人材へ提供を実施。
- 「IPDL の活用」「ライフサイエンス分野における特許審査について」「意匠制度の概要」「職場のメンタルヘルスケア」のコンテンツ開発を行い、外部の者にも利用可能とした。
  - ・ 平成 22 年度 4 コンテンツ（達成率 100%）
- 日米欧三極特許庁向けの開発済み教材 11 コンテンツを、日本国特許庁及び情報・研修館職員、欧州特許庁（EPO）職員並びに米国特許商標庁（USPTO）職員に提供。
- 三極特許庁間協議において新たな学習教材の開発についての協議は未実施。
- 調査業務実施者育成研修、特許情報の検索に関する研修で使用する教材のうち公開可能な 6 教材をホームページで公開。
- 産業財産権制度に関する基礎研究を活発にするため、制度に関する資料の解析・紹介や学術的な研究発表の場の提供を行う「特許研究」誌を編集・発行しホームページ掲載、関係機関等に配布するとともに、英語版を作成しホームページ掲載。

<p>5. 大学の知的財産管理機構の整備支援</p> <p>大学における知的財産戦略の策定や出願の選別等による権利の適切な保護・活用等に資するため、大学の知的財産管理部門の体制の整備の重要性を踏まえ、それらに必要な情報の提供・普及を行う。</p> <p>【22年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学における知的財産管理体制の構築支援のため、知的財産管理アドバイザー等を20大学以上に派遣する。</li> <li>・大学に対して、知的財産管理体制構築の相談会やセミナーを1回以上実施する。</li> <li>・知的財産管理アドバイザーの活動成果を「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」に反映させる。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <p>○大学その他の研究・教育機関へのサポートも創意工夫に満ち、質・量ともに充実している点は評価できる。</p> <p>【実績】</p> <p>○外部の専門人材の知見を活用して大学等の知的財産管理体制構築をするため、大学知的財産アドバイザーを大学等に派遣、派遣先大学等を情報・研修館ホームページに掲載。 ・平成22年度 26大学等（達成率124%）</p> <p>○大学知的財産アドバイザー派遣先の大学において事業進捗ヒアリングを実施し、知財管理体制構築に向けて今後取り組むべき事項等を確認。</p> <p>○大学への支援の在り方について検討を行うために「大学の知的財産管理体制構築及び運営管理に関する調査研究」を実施。</p> <p>○大学に対する知的財産管理の普及啓発を目的として、知的財産管理体制構築支援セミナーを開催。 ・開催回数 11回（達成率1100%）</p> <p>○大学知的財産アドバイザー派遣終了大学にアドバイザーが赴き、フォローアップを実施。 ・実施回数 22回</p> <p>○大学知的財産体制構築マニュアル編集会議を開催し、『大学における知的財産管理体制構築マニュアル2010』を作成、大学知的財産アドバイザー派遣先大学に配布。また、2003年度から2010年度までのマニュアルをホームページに掲載。</p>
<p>6. 工業所有権教育用教材の整備・提供及び活用の支援</p> <p>知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成を図り、工業所有権に関する実践的な知識を</p>	<p>【評価】</p> <p>○高校生や高専生の知財意識を滋養するためのコンテストや標準テキストを用いた教育事業を行い、若年層からの人材育成に貢献している。これは、通常の学校教育では得られないもので、その意義は極めて大きい。</p> <p>○今後、若年層に対する知財教育について、特許庁及び情報・研修館の業務を通じたノウ</p>

備えた人材を育成するため、児童、生徒、学生等を対象とする教育用教材の整備、提供を行うとともに、教員等による活用を支援する。

#### 【22年度計画】

- ・産業財産権標準テキスト及び副読本に関し、教材の内容を検討し改訂を行うとともに、全国の学校教育機関等に対し、産業財産権標準テキスト及び副読本を配布希望調査に基づき5,000箇所以上に配布する。また教材の改善を図るため、利用者に対しアンケート調査を実施する。
- ・産業財産権標準テキストを利用した知的財産権教育の実践事業を、全国50校以上の参加校を確保して実施する。
- ・知的財産教育で培った能力を実践的に試す機会として、学生を対象としたパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを実施する。

ハウを踏まえ、より充実して提供する必要があるのではないか。

#### 【実績】

- 全国の学校教育機関等を対象に知的財産教育用教材の提供を行うため、配布希望調査を実施し産業財産権標準テキスト等(12種類)を配布希望のあった学校教育機関等に配布。
  - ・配布箇所 約6,300箇所(達成率126%)
- 教材の改善を図るための利用者アンケート調査を実施。
- 電子出願等の変更事項について産業財産権標準テキスト及び副読本の改訂を実施。
- 産業財産権標準テキストを利用した知的財産教育の実践を行う推進協力校事業を、全国の工業高校、商業高校等で実施。各校から事業の報告を受け、テキスト使用方法、教員の知財意識の向上、生徒・学生の知財学習による効果等について、さらなる知財教育実践の裾野拡大を図るために報告書を取りまとめ。
  - ・実施数 80校(達成率160%)
- 推進協力校での知的財産教育の活動状況に関する映像作成及び事例集を作成し、映像についてはホームページに掲載。
- 知的財産マインドの醸成、知的財産権制度への理解促進を目的に、高校生、高等専門学校生及び大学生等学生を対象としたパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを実施。
  - ・パテントコンテスト応募件数 333件(平成21年度262件)
  - ・うち、特許出願支援対象の選定 15件(平成21年度16件)
  - ・デザインパテントコンテスト応募件数 113件(平成21年度90件)
  - ・うち、意匠登録出願支援対象の選定 23件(平成21年度27件)

### 3. 業務運営の効率化

評価結果	A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 17年度：A（3段階）、18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：A
評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現状に甘んじず業務運営全般に渡って効率化の努力が継続されていると評価できる。</li> <li>○特に、理事長によるリーダーシップを機軸とした内部統制が的確に機能し、入札・契約の適正化、人件費の削減等の重要課題につき着実な改善が見られ、おおむね目標以上の効率化を達成していると評価できる。</li> </ul>

#### <総論>

個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成22年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
<p>1. 業務の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズ、新たな政策課題、重点項目、業務量等の変動に応じて、人員配置及び組織等の見直しを的確かつ機動的に行う。</li> <li>・効果的な民間事業者等との協力・連携を図り、業務内容に応じて外部人材を積極的に活用する。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットサービスの向上とあわせて、地方閲覧室の段階的な閉鎖は業務の効率化として評価できる。</li> <li>○その他、業務量の変化、ニーズの変化に迅速かつ的確に対応して、適切に業務を見直し、それに伴う人員配置を実施するなど、業務の効果的な実施が図られている点は評価できる。</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット出願の一本化（ISDN回線出願の終了）を契機とした業務の見直しに伴い電子出願担当職員1名の削減、第一公報閲覧室の利用者数の減少に伴い閲覧相談員2名及び分類指導員1名（いずれも契約職員）の削減を実施。また、管理部門についても複数年契約等を積極的に推進し事務の合理化・効率化を図り、職員1名の削減を実施。</li> <li>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）で指摘された地方閲覧室について、インターネットの普及や閲覧室利用者状況を踏まえ、閉室を実施（広島閲覧室は平成21年度に実施）。なお、閉室に当たっては各地方閲覧室の利用状況を反映しつつ事前周知を十分に行い、段階的に閉室する等効率化を図った。</li> <li>○専門的な業務の円滑遂行のため、特許情報の閲覧指導等経験豊富な人材を契約職員として採用するとともに、特許庁ホームページの記事作成（HTML化）などの事務分野においても効率的な業務遂行のため派遣職員を採用するなど外部人材を積極的に活用。</li> </ul>



	<p>○サービス内容の点検、法的見地からの検討、ユーザーからの苦情・トラブル等に迅速かつ的確に対応するため、弁護士（顧問契約）による法律相談（4件）を実施。また、専門性が高い経理事務についても監査法人（顧問契約）による指導・助言を活用。</p>									
<p>2. 業務・システムの最適化 ・「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、業務・システムの最適化を推進する。</p>	<p>【実績】 ○特許庁が開催する運営基盤システムワーキンググループ、新検索システムワーキンググループ、データ管理業務検討タスクフォースにオブザーバとして参加。特許庁業務システム最適化計画に対する情報・研修館の業務への影響及び課題を調査し、特許庁と対応方法の検討を実施。</p>									
<p>3. 業務の適正化  ・予算・設備等の資源配分の見直し等により業務の効率化を進め、一般管理費について前年度比3%以上の削減、業務経費について前年度比4%程度の削減を行う。</p>	<p>【評価】 ○業務経費について期間中平均で前年度比4%程度の効率化が目標であるところ、平成22年度においては対前年度比3.5%であり更なる削減の余地はあると思われる。次期中期目標期間は更なる削減努力を期待したい。</p> <p>【実績】 ○平成22年度予算について、業務改善や調達コストの削減等に取り組むため、予算編成過程において効率化の削減目標を反映。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">21年度予算</td> <td style="text-align: center;">22年度予算</td> </tr> <tr> <td>一般管理費（役員等人件費除く）</td> <td style="text-align: right;">210,595千円</td> <td style="text-align: right;">201,986千円（△4.1%）</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td style="text-align: right;">11,938,551千円</td> <td style="text-align: right;">11,515,600千円（△3.5%）</td> </tr> </table> <p>○「行政支出見直し計画（平成21年6月）」に基づき、一般競争入札等の競争性のある契約について事業者の入札等参加機会の拡大を図り、企画競争も含め真にやむを得ないものを除き全ての案件について競争的契約を実施。</p>		21年度予算	22年度予算	一般管理費（役員等人件費除く）	210,595千円	201,986千円（△4.1%）	業務経費	11,938,551千円	11,515,600千円（△3.5%）
	21年度予算	22年度予算								
一般管理費（役員等人件費除く）	210,595千円	201,986千円（△4.1%）								
業務経費	11,938,551千円	11,515,600千円（△3.5%）								
<p>4. 内部統制</p>	<p>【評価】 ○理事長以下役員部長が出席する定例会議において内部統制の評価を図ったことは評価できる。また、監事が監査を行うなど、適切な内部統制が行われていると評価できる。 ○入札・契約の適正化及び人件費削減に向けた取組が着実に成果を上げていることから、理事長による事業進捗状況・目標達成状況の管理を中心とした内部統制が効果的に機能していると評価できる。 ○特に、入札・契約の適正化に向けた取組について、理事長のリーダーシップが発揮され、</p>									

入札プロセスの改善により随意契約や一者応札が大きく減少している点は高く評価する。今後は、更なる業務経費の削減に対しても理事長のリーダーシップを期待したい。

#### 【実績】

- 情報・研修館の内部統制の構築・強化を図るために、業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性確保の観点から、理事長以下全役員及び部長以上が出席する運営会議を毎月開催し、各事業の進捗・目標の達成状況の管理と目標達成を阻害するリスク要因の洗い出しを図る体制を整備。
- 不正行為の発生防止に向けた服務規律遵守の徹底を目的として、全職員に「コンプライアンス」及び「情報セキュリティポリシー」に関する研修（e-learning）を受講させた。
- また、情報・研修館の情報セキュリティポリシーに基づく監査、個人情報保護規定に基づく管理状況等の点検・監査等を実施し、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進。
- 理事長は、上記運営会議のほか、毎週開催の定例会議や契約審査委員会等において、適時、情報・研修館の課題、目標及びミッションの周知徹底、阻害要因の除去に向けた方針の決定、指示を実施。
- 理事長は、新規採用職員を対象とした業務説明会の際に講話を行い、情報・研修館の組織目標及びミッションについて訓示を実施。なお、当該講話の内容については情報・研修館のイントラネットにも掲載し、役職員が常に共有できる環境を整備。
- 契約監視委員会において指摘された課題である「一部の調達案件に係る一者応札の改善」については、理事長のリーダーシップによる指示のもと、入札公告期間の十分な確保、仕様書条件の緩和、事業を分割し発注規模の見直しを図る等の改善を図った結果、複数の者から応札があり、契約を締結することができた。
- 監事は、「監事監査要綱」の趣旨に沿って情報・研修館の業務及び会計について、適正かつ効率的な運営が確保されるよう毎年度監査方針及び監査計画書を作成し、監査を実施。監事監査においては、理事長のマネジメントに留意しつつ、意思決定のための会議、委員会等の開催状況・適正性を確認している（10回）。
- 当該監査計画、監査結果については、理事長へ報告することが監事監査要綱により定められており、理事長のマネジメントについて問題となる点はない旨の結果を得ている。一方で、改善点として指摘した一者応札等の見直し（特に公益法人）などについて、理事長以下役職員に報告を実施。
- 監事監査において指摘した事項及び利用者から寄せられたニーズへの対応状況について

	<p>は、監事監査計画の項目に盛り込みフォローアップの体制を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監事と役職員との意見交換の機会を定期的に設け、監査報告の場以外でも、監事が把握した改善点等について、理事長や役職員に対して報告や議論を行い、その結果、業務運営に反映させる等の所要の取組を実施。</li> <li>○監事は、運営会議に出席し（10回）、事業計画・目標の達成状況や財務状況の確認（執行確認）等を行っており、監査報告以外の場においても職務執行の適法性・効率性を確保するための牽制機能を発揮。</li> </ul>
<p>5. 官民競争入札等の活用</p>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○独立行政法人整理合理化計画・公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、民間事業者向け研修業務のうち「審査基準討論研修」、「検索エキスパート研修（中級）」、「特許侵害警告模擬研修」について、平成21年度に引き続き、民間事業者により実施。</li> </ul>

## <入札・契約に関する事項>

個々の評価事項について 当該年度の評定がBとなる基準	平成22年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）
入札・契約の適正化	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○理事長のリーダーシップのもと入札プロセスの改善が実施され、より活発な応札状況となるなど、入札・契約の適正化に向けた取組が積極的に行われている。その結果、随意契約や一者応札が大きく減少しており、特に、随意契約を金額ベースで4%にまで押さえ込んだ努力は評価できる。</li> <li>○また、事業規模の大きいことが入札参加の阻害要因となっているおそれのある事業について、適切な規模に事業を分割し、競争入札を容易にする工夫は素晴らしく、契約の適正化・透明化に向けて真剣に取り組んでいると評価できる。</li> <li>○情報・研修館の業務は専門性が高いことから、競争入札においては契約後の業務の質の低下が危惧される。競争入札の結果についていかに評価していくかを今後の検討課題として挙げておきたい。</li> </ul> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「契約事務取扱要領」に定める契約に係る情報の公表の基準に基づき、随意契約・一般競争入札の契約状況をホームページに公表。随意契約によらざるを得ない契約は、少額のもの以外は、契約締結後速やかにホームページに案件名や契約先・理由等を公表し、契約締結状況の透明性確保に努めている。</li> <li>○契約に係る規程類は国と同様となっている。</li> <li>○契約の妥当性を図るための契約審査委員会を開催（15回開催、76件の契約審査）。</li> <li>○契約事務プロセスは、事業担当部署が企画・立案を行い総務部に契約依頼、理事長が最終決裁を実施。契約審査委員会等において、事業担当部署と審査機関の相互けん制を確保し、契約審査委員会に付さない案件についても、事業担当部と契約担当を切り離すことで相互けん制を企図。理事長は、契約審査委員会委員長として事前の契約審査の最終判断を実施。</li> <li>○「行政支出見直し計画（21年6月）」に基づき、物品調達情報についてはホームページ等への掲載及び事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、必要に応じて説明会を開催することで入札参加機会の拡大を図り、説明会から提案書締切りまでの期間を十分に確保するなど、事業者が計画的に提案を行えるような運用を実施。</li> <li>○「随意契約等見直し計画」の厳正な実施を徹底するため、学識者、弁護士、ユーザー代表</li> </ul>

の外部有識者及び監事を委員とする契約監視委員会を開催し、75件の審査を実施。平成21年度に点検を行った随意契約17件、一者応札・一者応募34件についてフォローアップを行い、複数応札・応募の案件が増加しており改善の傾向が見られることを確認した。また、更なる改善に向けた検討を促すとともに、真の競争性確保に向けた仕様書等の改善事項を抽出し、新たな「随意契約等見直し計画」を策定。審査状況はホームページで公開。

- 契約監視委員会等の指摘を踏まえ、一者応札であった「公開特許公報英文抄録作成事業」及び「外国特許明細書等日文抄録作成事業」については、分割調達の検討を行い、一般競争入札公告を実施（複数応札あり。契約締結は平成23年度の予定。）。
- 契約監視委員会等の指摘を踏まえ、一者応札であった「特許公報等の保管及び出納業務」等について、公告期間の延長及び関係団体への周知により複数者の応札があった。
- 監事は、契約監視委員会委員として契約の点検・検証に参画するとともに、毎月開催の情報・研修館の運営会議に出席し、入札・契約に関する状況を聴取。
- 監査計画に基づき監事監査を実施し、契約担当職員から契約の実施状況等について聴取。（8月、10月）
- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）における「取引関係の見直し」も踏まえ、真の競争性の確保に向けた取組を継続するとともに、契約監視委員会の点検結果に基づき、平成20年度に一者応札・応募となった契約の次回契約更改に向け、適正な規模への事業分割、仕様書の見直し等に取り組み、一者応札の割合は平成20年度と比較して減少。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）における「取引関係の見直し」を踏まえ、公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等日文抄録作成については、適正な規模に分割した上での調達に改めるなどの改善を図り、一般競争入札に付した（複数応札あり。契約締結は平成23年度の予定。）。
- 関係法人との契約は、次年度契約となる案件も含め全て一般競争入札により実施。

<p>(参考1) 契約に係る公表の基準の整備及び実施状況</p>	<p>○「契約事務取扱要領」第30条の2において、「公共調達に適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)」に準じて契約に係る情報の公表の基準を定め、これに基づき、情報・研修館ホームページに公表。</p> <p>【独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領】 (契約に係る情報の公表)</p> <p>第30条の2 契約担当職等は、契約(予定価格が第24条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えないものは除く)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内(各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内)に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>一 物品等又は役務の名称及び数量  二 契約担当職等の氏名並びにその所属する名称及び住所  三 契約締結日  四 契約の相手方の氏名及び住所  五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く)。  六 契約金額  七 予定価格(公表したとしても、それらの契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は、情報・研修館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る)。  八 落札率(契約金額を予定価格で除したものに100を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く)。  九 随意契約によることとした理由(企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載する)。  十 情報・研修館の主務省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に情報・研修館の常勤職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数  十一 その他必要と認められる事項</p>
<p>(参考2) 契約に係る規程類の整備・公表状況及び当該規程類の適切性</p>	<p>○少額随意契約の基準額、競争入札に関する入札公告期間、予定価格の作成等、契約に係る規程類は国と同様の規定となっており、「会計規程 第5章 契約」及び「契約事務取扱要領」を情報・研修館ホームページに掲載して契約関係の規程を公表。</p>

(参考3) 契約の適正実施確保のための取組状況

- 契約事務プロセスは、事業担当部署が企画・立案を行い、総務部契約担当部署へ契約依頼、理事長が決裁を実施。契約審査委員会等で事業担当部署と審査機関の相互けん制を確保し、契約審査委員会に付さない案件についても、事業担当部署と契約担当部署を切り離すことで相互けん制を企図。法人の長（理事長）は、契約審査委員会の委員長として契約の事前審査の最終判断を実施。
- 契約の妥当性を図るための契約審査委員会を開催（15回開催、76件の契約案件の審査を実施）。
- 契約監視委員会・契約審査委員会等による定期的な契約の点検の実施を行い、総合評価方式による調達や公募を行う際には、外部委員も起用。
- 「行政支出見直し計画（21年6月）」に基づき、物品調達情報についてはホームページ等への掲載及び事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、必要に応じて説明会を開催することで入札参加機会の拡大を図り、説明会から提案書締切りまでの期間を十分に確保するなど、事業者が計画的に提案を行えるような運用を実施。
- 「随意契約等見直し計画」の厳正な実施を徹底するため、学識者、弁護士、ユーザー代表の外部有識者を委員とする契約監視委員会を開催し、平成21年度に点検を行った随意契約17件、一者応札・一者応募34件についてフォローアップを行い、複数応札・応募の案件が増加しており改善の傾向が見られることを確認した。また、更なる改善に向けた検討を促すとともに、真の競争性確保に向けた仕様書等の改善事項を抽出し、新たな「随意契約等見直し計画」を策定。審査状況はホームページで公開。
- 監事は、契約監視委員会の委員として契約点検・検証に参画するとともに、毎月開催の情報・研修館の運営会議に出席し、入札・契約に関する状況を聴取。
- 監査計画に基づき監事監査を実施し、契約担当職員から契約の実施状況等について聴取。（8月、10月）

(参考4) 平成22年度に締結した契約の状況

(単位:件、千円、%)

	平成21年度			平成22年度		
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率
競争入札	65	3,624,166	66%	49	8,091,984	69%
企画競争・公募	13	93,098	/	10	51,271	/
随意契約	10	491,950		6	382,083	
合計	88	4,209,214		65	8,525,338	
随意契約の割合	11%	11%		9%	4%	

- 平成22年度においても可能な限り競争性のある契約による調達を実施し、「随意契約等見直し計画」において真にやむを得ないものとして整理した契約（6件）以外については競争性のある契約による調達を実施。なお、随意契約を締結した6件の内訳は（参考5）のとおり。
- 契約金額が平成21年度と比較して増加しているのは、平成20年度に複数年を契約期間として調達を

施した規模の大きな事業について、平成22年度に複数年を契約期間とする調達を実施したため。

応札(応募)者	一般競争入札		指名競争入札		企画競争		公募		合計	
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
二者以上	54	43	0	0	12	10	0	0	66	53
一者	11	6	0	0	1	0	0	0	12	6
合計	65	49	0	0	13	10	0	0	78	59
一者の割合	16.9%	12.2%	0%	0%	7.7%	0.0%	0%	0%	15.4%	10.2%

- 一者応札・応募の件数割合は前年度から減少。(15.4%→10.2%、12件→6件)
  - 一者応札となった契約のうち、「国際特許流通セミナー開催事業」については、他イベントの開催時期と重複したことや企画提案における技術評価が厳しいものと見込み応札を控えたことなどから、一者応札となったと思われる(当該事業は22年度末をもって終了)。
  - 契約監視委員会等の指摘を踏まえ、一者応札であった「公開特許公報英文抄録作成事業」及び「外国特許明細書等日文抄録作成事業」については、分割調達の検討を行い、一般競争入札公告を実施(複数応札あり。契約締結は平成23年度の予定)。
  - 契約監視委員会等の指摘を踏まえ、一者応札であった「特許公報等の保管及び出納業務」等について、公告期間の延長及び関係団体への周知により複数者の応札があった。
  - 一般競争入札等の実施に当たっては、事業者の入札機会の拡大を図るため、可能な限り説明会を実施し、原則、説明会から入札等の締切りまでの期間の十分な確保(10日間以上、総合評価方式等の提案書を作成する案件については、同期間を14日以上)、仕様書条件の見直し、一事業で相乗効果の期待できない複数事業を実施しているものについて、事業を分割し複数の契約とする見直しを実施。
  - 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)における「取引関係の見直し」も踏まえ、引き続き競争性の確保に向けた取組を継続するとともに、契約監視委員会の点検結果に基づき、平成22年度において一者応札・応募となった契約の次回の契約更改に向け、適正な規模への事業分割、仕様書の見直し等に取り組む。
  - 一般競争入札49件のうち、落札率が95%以上となった契約は4件(8.2% ※前年度13.8%)
- ※落札率が高かった契約は、過去の契約実績を元に予定価格を作成したところ、応札者が同様の想定で応札した結果、予定価格と落札価格の差が生じなかったためと思われる。



(参考5) 随意契約によらざるを得ない契約の内訳

- 情報システム関連業務 (4件、370,244千円)
  - ・パソコン電子出願ソフトウェアの改造等、既存システムとの互換性確保のため随意契約とせざるを得なかったもの (4件)
- 審査審判関係図書等整備業務 (1件、9,834千円)
  - ・出願書類の廃棄のための抽出作業について、保管倉庫内のセキュリティー上、保管契約事業者において実施せざるを得なかったもの (1件)
- 工業所有権関係公報等閲覧業務 (1件、2,005千円)
  - ・閲覧室の賃貸借契約について、場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約であるため随意契約とせざるを得なかったもの (1件)。

(参考6) 関係法人 (特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等) との契約の状況

(単位: 千円、%)

区分	法人名称	総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額 (割合)		
			競争入札	企画競争・公募	随意契約
関連公益法人等	(一財) 日本特許情報機構	7,930,024	4,015,662 (58.1%)	2,899,135 (41.9%)	0 (0%)

※「独立行政法人の発注等による収入金額 (割合)」は、関係法人の総事業収入金額に占める独立行政法人との契約金額 (契約形態ごと) の割合を記載

※詳細は、連結財務諸表の附属明細書を参照

- 平成22年度においては、当該関係法人との随意契約はない。
- 競争契約による支出は、「公開特許公報英文抄録作成事業 (1,077,646千円)」、「外国特許明細書等英文抄録作成事業 (1,083,412千円)」等。
- 上記事業は、平成20年度中に、契約期間を複数年として調達したもので、国際特許分類や特許制度特有の専門用語、最新技術動向の知見等高い専門性が要求され、新規の事業者にとっては相応の準備期間が必要となり、これまで事業を実施していた当該関係法人の優位性が発揮され採択されたものと思われる。
- 平成20年度に契約期間を複数年として企画競争で調達した「特許電子図書館 (IPDL) 事業」については、契約更改時である平成22年度において一般競争入札による調達を実施。
- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)における「取引関係の見直し」も踏まえ、これらの事業の次回の契約更改時には、契約監視委員会の点検結果に基づき、真の競争性の確保に向けて、適正な事業規模に分割した上での調達、一般競争入札 (総合評価落札方式) の拡大等、さらなる調達改革に取り組む。

< 役職員の給与等に関する事項 >

<p>個々の評価事項について 当該年度の評定がBとなる基準</p>	<p>平成22年度の実績及び評価（評定がBとなる基準と異なる理由）</p>
<p>役職員の給与等の水準の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく国家公務員に準じた取組として、人件費について5年間で5%以上の削減（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く）を達成できるよう適切な人件費管理を行う。</li> <li>・給与水準が国家公務員と比較して上回る場合において、その理由等について検証を行い、理由、水準が妥当なものとなっている。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中期計画期間中で削減目標を大幅に超える10%超の人件費削減がなされている点は評価できる。</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務内容に応じて人員配置の見直しなどを行い、平成22年度においても人件費執行額は前年度を下回る水準となった。「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく取組である5年間で5%以上の人件費削減目標についても、平成22年度末での実績は基準年度（平成17年度）に対して△10.7%となり、削減目標を大幅に達成した。</li> <li>○情報・研修館の給与水準は国家公務員を上回っている（対国家公務員指数113.3）が、職員全員が東京都特別区（1級地）勤務者であり、在職地域を勘案した場合は、国家公務員の給与水準を下回るものとなっている（地域勘案指数99.7）。</li> <li>○給与水準の適正化の取組を継続するため、引き続き国家公務員の給与に準じた給与改定を行う。</li> </ul>

<p>(参考1) 役員の報酬等の支給状況</p>	(単位：千円)				
		報酬等総額	報酬(給与)	賞与	その他(内容)
	法人の長	18,009	11,873	3,893	1,983(地域手当) 260(通勤手当)
	理事A	14,282	9,377	3,075	1,567(地域手当) 263(通勤手当)
	監事A(非常勤)	732	732	-	-
	監事B(非常勤)	730	730	-	-
	監事C(非常勤)	1,462	1,462	-	-
	<p>(参考) 全独立行政法人平均(平成21年度)</p>				
	理事長	18,183			
	理事 (一人当たり)	15,078			
監事 (一人当たり)	13,082				
<p>(参考) 国家公務員(行政職(一)及び指定職)モデル給与例(平成22年人事院)</p>					
事務次官(8号俸)	23,124				
<p>(参考2) 役員報酬への業績反映の仕方</p>	<p><b>【独立行政法人工業所有権情報研修館役員報酬規程】</b>  (業績給)  第8条 業績給は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号第32条第3項)に基づき、経済産業省独立行政法人評価委員会から当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果(以下「評価結果」という。)の通知を受けた日(以下「評価結果通知日」という。)から起算して一月を超えない範囲に前年度において在職した常勤役員に対して支給する。  2 (略)  3 (略)  4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に規定する基本俸給の額に、次の表に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。</p>				

評価結果	評価結果に即した割合
A A 評価	100 分の 10
A 評価	100 分の 7.5
B 評価	100 分の 5
C 評価	100 分の 2.5
D 評価	100 分の 零

5 常勤役員（理事長を除く。以下この項において同じ。）の業績給の額は、評価委員会の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

（参考 3）常勤役員の退職手当の支給状況

【実績】

○平成 22 年度において常勤役員の退職手当の支給実績はない。

（参考 4）常勤職員の給与の支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	年間平均給与額(千円)		
			総額	うち所定内 (うち通勤手当)	うち賞与
常勤職員	48	46.8	8,138	6,148(205)	1,990
うち事務・技術	48	46.8	8138	6,148(205)	1990

(注)常勤職員には在外職員等は含まない。

（参考 5）職員と国家公務員との給与水準の比較

①ラスパイレス指数の状況

<事務・技術職員>

対国家公務員（行政職（一））	113.3
地域勘案	99.7
学歴勘案	113.8
地域・学歴勘案	101.7

(※) 国の給与水準を 100 としたときの指数

②国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	○職員全員が東京都特別区（1級地）勤務者であるため対国家公務員（行政職（一））指数は113.3となっているが、在職地域を考慮した場合、国家公務員の給与水準を下回っている（地域勘案指数99.7）。																					
（参考6）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく人件費改革の進捗状況等	<p>○ 人件費削減方式を採用している。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="636 328 2092 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度実績</th> <th>18年度実績</th> <th>19年度実績</th> <th>20年度実績</th> <th>21年度実績</th> <th>22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与、報酬等支給総額</td> <td>1,043,901</td> <td>738,157</td> <td>1,016,110</td> <td>946,906</td> <td>918,107</td> <td>899,257</td> </tr> <tr> <td>人件費削減率（補正值）</td> <td></td> <td>2.8%</td> <td>▲3.4%</td> <td>▲10.0%</td> <td>▲10.4%</td> <td>▲10.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）「給与、報酬等支給総額」については次の考え方により算出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度実績は、実績額710,909千円に、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分（34名）に見合う平成17年度人件費推計額を加算。</li> <li>・平成18年度実績額は、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分（34名）を含めていない。</li> <li>・平成19年度以降の実績額には、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分（34名）分を含めている。</li> </ul> <p>（※2）人件費削減率は、平成17年度実績に対する削減率を示している。ただし、平成18年度については、19年1月1日増員分（34名）を含まない平成17年度実績額717,909千円に対する削減率を示している。</p> <p>（※3）人件費削減率の補正值は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職（一）職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。</p>		17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	給与、報酬等支給総額	1,043,901	738,157	1,016,110	946,906	918,107	899,257	人件費削減率（補正值）		2.8%	▲3.4%	▲10.0%	▲10.4%	▲10.7%
	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績																
給与、報酬等支給総額	1,043,901	738,157	1,016,110	946,906	918,107	899,257																
人件費削減率（補正值）		2.8%	▲3.4%	▲10.0%	▲10.4%	▲10.7%																
（参考7）役職員の給与決定に関し特筆すべき事項	○業績評価・能力評価の評価結果を参考にし、勤勉手当及び俸給月額に反映。																					

<p>(参考8) その他</p>	<p>○平成 19 年度に職員親睦会への補助に係る規程を廃止しており、平成 22 年度においてもレクリエーション経費の支出はない。</p> <p>○福利厚生費については、情報・研修館職員は「国家公務員共済組合法」第 124 条の 3 の規定により同法の適用を受けるため、情報・研修館の共済事業に関する法人負担・本人負担は国家公務員と同様。国共済以外の法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断・医師、防災・医薬用品、弔事の供花であり、その他の支出はない。</p> <p>○情報・研修館における通勤手当、住居手当等諸手当に係る規程は、「一般職の職員の給与に関する法律」「人事院規則」等に準拠しており、支給要件、上限額に国家公務員との差異はない。</p>
------------------	---

#### 4. 財務内容

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b> <b>17年度：B（3段階）、18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：B</b>	
<b>評価のポイント</b>	<p>○健全な財務内容を維持していると評価できる。</p> <p>○業務全般を通じて経費節減の工夫がなされており、また、監査法人や非常勤監事を通じた業務の透明性確保が適正に図られていると評価できる。</p>	
<b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b>	<b>平成22年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<p>1. 財務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、外部コンサルティングの知見を積極的に活用する。</li> <li>・ 「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえて作成した平成22年度予算に基づき効率的な運営を行う。</li> <li>・ 工業所有権公報等閲覧業務等において複写手数料、人材育成業務において研修内容に応じて実費の徴収を行うなど、可能な限り自己収入の確保を図る。</li> </ul>	<p><b>【実績】</b></p> <p>○限られた人員の中で専門的な経理事務を適切に遂行するため、監査法人との顧問契約を締結し専門的な部分について指導・助言を受けた。また、監事（公認会計士・税理士）による監査を原則毎月実施し、財務内容の透明性を確保。</p> <p>○予算執行に係るヒアリングを適宜実施するとともに、原則、毎月開催の運営会議で予算の執行状況報告を行い、効率化の達成度等進捗管理を厳格に実施。</p> <p>○民間企業等向けの研修について、実費徴収を基本にしつつ、研修受講料収入の確保に努めた。「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議）及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月政策評価・独立行政法人評価委員会）も踏まえ、引き続き、可能な限り自己収入の確保に努める。</p>	
	平成21年度	平成22年度
	複写手数料収入 7,052千円	3,870千円
	研修受講料収入 101,464千円	74,765千円
	その他の収入 10千円	9千円
	計 108,526千円	78,644千円

2. 保有資産の有効活用

(単位:千円)

用途	種類	場所	帳簿金額	利用状況等
	建物附属設備	情報・研修館内	24,702	公報閲覧室・研修教室の間仕切り等で、恒常的に使用。
	ソフトウェア	情報・研修館内	1,317,522	電子出願ソフトウェアや公報システム等の改造に係る経費を資産計上。恒常的に使用。

- 「独立行政法人整理合理化計画」で処分するとされた資産は該当なく、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議）の「不要資産の抜本的直し」に言及ある福利厚生施設等の資産は保有していない。
- 本部事務所は東京都に設置、特許庁及び経済産業省別館を無償使用。賃貸借を行っている地方公報閲覧室は平成 22 年度末までに廃止。その他の支所、海外事務所等はない。
- 資金運用は短期的な金融機関への預金のみ。

3. 欠損金、剰余金の適正化

- 欠損金は発生していない。
- 利益剰余金は通則法第 44 条第 1 項の規定により積立金として整理し、平成 23 年度に国庫に納付する予定。

4. リスク管理債権の適正化

- リスク管理債権はない。

5. その他

- 他法人に対する出資はない。



<貸借対照表（B／S）>

(単位：百万円)			特筆すべき事項
貸借対照表（B／S）	H23. 3. 31現在	H22. 3. 31現在	
流動資産	10,695	8,946	<p>○運営費交付金債務は、第2期中期目標期間の最終事業年度である平成22年度決算において収益化を行ったため、計上額はなし。</p> <p>○平成22年度においては、平成21年度までの運営費交付金債務残高（59億円）に加え、競争的調達（一般競争、企画競争等）の実施による節減（約2億円）、特許庁のシステム最適化計画を踏まえたIPDL・電子出願ソフト等の開発項目の絞込・精査による事業見直しによる節減（約6億円）、人件費や特許公報英文抄録データ作成等の予定数量の変動等（約7億円）により発生した運営費交付金債務を加えた約75億円を中期目標期間の終了に伴い収益化。</p> <p>○収益化された運営費交付金債務は積立金への利益処分を行ったうえで、平成23年度に全額国庫に返納する予定。</p>
現金及び預金	10,694	8,940	
その他	1	6	
固定資産	1,346	1,326	
有形固定資産	28	30	
無形固定資産	1,319	1,296	
ソフトウェア	1,318	1,295	
その他	1	1	
資産合計	12,041	10,272	
流動負債	3,235	8,950	
運営費交付金債務	0	5,962	
未払金等	3,235	2,988	
固定負債			
資産見返負債	1,314	1,290	
負債合計	4,549	10,240	
資本剰余金	1	1	
利益剰余金	7,491	31	
純資産合計	7,492	32	
負債・純資産合計	12,041	10,272	

(注) 四捨五入で算出しているため、合計額が合わないことがある。

< 損益計算書 (P/L) >

損益計算書 (P/L)		(単位：百万円)		特筆すべき事項
		H22. 4. 1~H23. 3. 31	H21. 4. 1~H22. 3. 31	
業務費	11,085	11,007		<p>○第2期中期目標期間の最終事業年度である平成22年度決算において運営費交付金債務の全額について収益化を行ったため、平成21年度と比較して経常利益が増加。</p> <p>○収益化された運営費交付金債務は積立金への利益処分を行ったうえで、平成23年度に全額国庫に返納する予定。</p>
工業所有権関係公報等閲覧業務費	359	387		
審査審判関係図書等整備業務費	240	252		
工業所有権情報流通等業務費	2,150	2,393		
工業所有権情報普及業務費	6,190	5,871		
工業所有権相談等業務費	155	161		
情報システム関連業務費	1,402	1,354		
人材育成業務費	587	589		
一般管理費	260	270		
経常費用	11,344	11,277		
運営費交付金収益	18,379	10,918		
複写手数料収入	4	7		
研修受講料収入	75	101		
資産見返運営費交付金戻入	346	255		
雑収入	0	0		
経常収益	18,803	11,282		
経常利益	7,459	4		
臨時損失	—	—		
当期純利益	7,459	4		
当期総利益	7,459	4		

(注) 四捨五入で算出しているため、合計額が合わないことがある。

## 5. その他

<b>評価結果</b>	<b>B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）</b> <b>17年度：－、18年度：B、19年度：B、20年度：B、21年度：B</b>	
<b>評価のポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的でスピード感のある事業活動がユーザー目線でなされており、ユーザーのニーズに迅速かつ的確に答えている点が評価できる。</li> <li>○情報・研修館の強みでもある特許庁との連携を活かした人材育成業務等は高く評価されるべきであり、今後の期待も大きい。</li> </ul>	
<b>個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準</b>	<b>平成22年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）</b>	
<b>1. ユーザーフレンドリーな事業展開</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・非公務員型の特長を活かした弾力的な勤務形態の導入など、業務の機動性やユーザーサービスの一層の向上を目指す。</li> <li>・ユーザーニーズをより機敏に把握するため、運営会議等を通じて情報を共有化するなど、組織的な取組を強化する。</li> </ul>	<b>【評価】</b> ○ユーザーのニーズを的確に把握して、迅速かつ積極的に対応している。  <b>【実績】</b> ○ユーザーサービス向上のため、20時までの電話相談受付を継続。 ○引き続き、IPDL講習会を民間事業者が参加しやすい土日に開催。 ○要望のあった企業を訪問し、インターネット出願導入についての説明を実施。 ○特許検索競技大会をユーザーが参加しやすい休日に開催。  ○地方閲覧室の閲覧指導員を対象としたスキルアップ研修を実施。 ○IPDL利用者に対するアンケート結果を踏まえ機能改善を実現。 ○ユーザーニーズに基づき、IPDL講習会を土日開催に加え、平日においても開催。 ○運営会議や定例会議等を通じて情報の共有化を図り、将来に向けた事業展開について検討を実施。 ○情報・研修館インフォメーション（イントラネット）及び電子メール等を活用し、積極的に情報共有を促進することで組織内の相互補完を図った。	
<b>2. 特許庁との連携</b>	<b>【評価】</b> ○人材育成、研修業務において特許庁の人材やノウハウを活用しやすい情報・研修館の特徴がよく発揮されている。	

<p>・特許庁との人事交流を含めた密接な連携を図り、特許庁が蓄積している情報、審査官等が持つ審査ノウハウ等、最新の制度・運用に関する知識を活用した業務の実施に努める。</p>	<p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特許庁関係者と定期的に意見交換を行うことにより密接な連携を図った。</li> <li>○情報・研修館相談部に寄せられた要望等を、特許庁関係課室に情報提供を実施しユーザーニーズを共有、特許庁と一体でのサービス向上に努めた。</li> <li>○特許庁の新規施策や制度改正などについて勉強会を実施、制度改正説明会等へ参加。</li> <li>○信頼性の高いサービス提供、業務の効率化のため、特許庁における職員向け研修に情報・研修館職員も参加。</li> </ul>
<p>3. 広報・普及活動の強化</p> <p>・事業内容や施策等について広く一般への理解を図るため、各事業におけるホームページの拡充やマスメディア等を活用した積極的な広報・普及活動を行う。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報・普及活動に格段の努力がなされ、成果を上げている。</li> </ul> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報・研修館の事業活動を広く周知するための広報活動を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞広告、関係機関配信メールへの掲載、イベントへの参加・出展等</li> </ul> </li> <li>○霞ヶ関子供見学デーへの協力。</li> <li>○第一公報閲覧室の見学者受入れ（1,784名、うち学生等473名）。</li> <li>○情報・研修館ホームページの充実、情報セキュリティの確保。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページのリニューアル</li> <li>・携帯電話用サイトの開設</li> <li>・情報セキュリティポリシーの改定、全職員を対象に点検・監査</li> </ul> </li> <li>○特許流通ニュースメールの配信（年24回）、電子出願ソフトのニュース配信（5回）。</li> </ul>